

大島町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大島町図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出)

第2条 大島町図書館(以下「図書館」という。)に配架する雑誌(以下「雑誌」という。)に広告を掲出する者(以下「スポンサー」という。)は、広告を掲出する対価として、雑誌の購入費用を負担し、図書館に当該雑誌を納入するものとする。

2 スポンサーは、納入する雑誌の表面または裏面に広告を掲出することができる。

(納入希望雑誌)

第3条 現物納付の対象となる雑誌は、図書館が提示する一覧から選択する。

2 前項の一覧以外の雑誌について、広告主となる希望がある場合は次の各号に該当してはならない。

- (1) 第7条第1項に掲げる各号に該当するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館に納入する雑誌として適当と認められないもの
(スポンサーの要件)

第4条 雑誌に広告を掲出しようとする企業、団体、商店等が次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーになることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業(以下単に「風俗営業」という。)その他これに準ずる営業を営むもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの及びその傘下にあるもの
- (3) 消費者金融業を営むもの
- (4) 占い又は運勢判断に関する営業を営むもの
- (5) 法律に定めのない医業類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続き中である場合
- (7) 大島町の入札参加資格において指名停止措置を受けている場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条関係の各号に定めるところによる暴力団員、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる場合
- (9) 大島町町税を滞納している場合
- (10) 第7条第1項に掲げる内容に該当する広告を掲出しようとする場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、スポンサーとして適当と認められない場合

(配架される雑誌架の位置)

第5条 雑誌が配架される雑誌架は、教育委員会が指定する。

(広告の規格等)

第6条 広告の大きさ及び表示位置は雑誌架ごとに収まるサイズとし、教育委員会が別に指定する。

2 広告は、図書館の定めた雑誌架に掲出する。

(広告の内容等)

第7条 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 施設の公共性、中立性又はその品位を損なう恐れのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる風俗営業に該当するもの
 - (3) 公序良俗に反する恐れのあるもの
 - (4) 政治活動若しくは宗教活動又は個人、団体等の意見広告に係るもの
 - (5) 青少年の健全育成に反するもの
 - (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲出を行う広告として適当と認められないもの
- 2 広告として掲出する事項は、スポンサー名、住所又は所在地、電話番号、ファクス番号、メールアドレス、ホームページURL等とする。
- 3 広告には、広告であることを明記するものとする。
- 4 広告の内容変更は年2回までとする。

(申込方法)

第8条 「大島町図書館雑誌スポンサー申込書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、掲出を希望する広告原稿を添えて、図書館へ直接、郵送又はEメールのいずれかの方法により申し込むこととする。

(スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申込みを受けた場合は、第4条各号に掲げるスポンサーの要件、第7条第1項に掲げる広告の内容の要件等をもって、スポンサーを決定する。

2 同一雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早い者を優先する。

(広告掲出の決定)

第10条 教育委員会は、掲出する広告の内容の適否について協議し、承認した広告を掲出するときは「大島町図書館雑誌スポンサー承諾(不承諾)通知書」(様式第2号)により、掲出しないときはその旨をスポンサーに通知するものとする。

(雑誌の納入)

第11条 スポンサーは、図書館に納入する雑誌を教育委員会が指定する書店等から購入し納入する。

(広告掲出期間)

第12条 広告の掲出期間は、スポンサーに決定した翌月に発行される号から、当該年度の3月末日までに発行される号までとする。

2 前項の規定にかかわらず、スポンサーから特に申出の無い限り、広告の掲出期間は、自動的に継続する。

(雑誌の休刊等による変更)

第13条 広告を掲出している雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、教育委員会とスポンサーで協議して、決定する。

(広告掲出の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲出の決定を取消し、又は広告の内容を変更させることができる。

- (1) 提供されるべき雑誌の納入がないとき
- (2) 掲出条件を満たす広告の提出がないとき
- (3) この要綱の定めと反していると、教育委員会が判断したとき

2 前項の取扱いに関して、教育委員会はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

3 第1項の規定により広告の掲出を取消した場合は、すでに納入されている雑誌及びその代金の返還はしない。

(広告内容等の責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負い、広告の掲出に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任において解決する。

(雑誌の所有権)

第16条 この制度により提供された雑誌の所有権は、大島町に帰属する。

(疑義の解決)

第17条 この要綱に定めのない事項は、教育委員会とスポンサーが協議して定める。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この制度について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。